

事業主・人事労務担当者のみなさまへ

社会保険加入対象者の範囲が

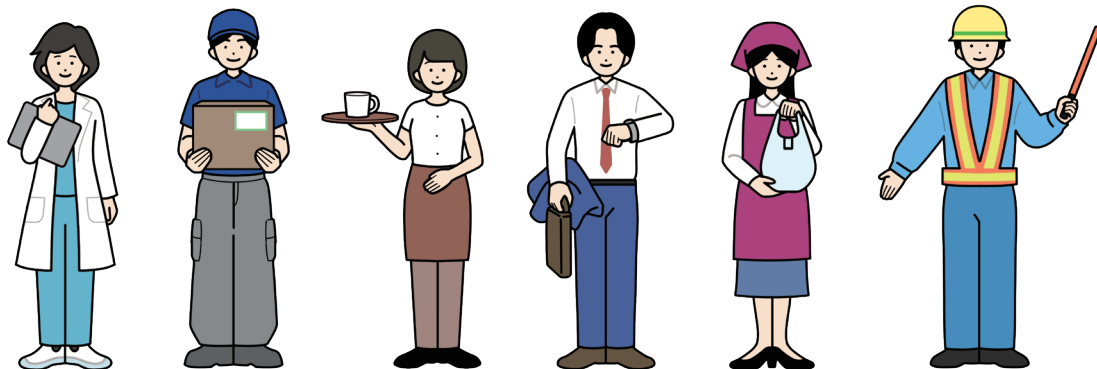
(健康保険・厚生年金保険)

拡大されるのをご存じですか？

社会保険適用拡大ガイドブック

～事業主のみなさまに確認いただきたいポイントを分かりやすく解説しています～

- どんな企業等・従業員が対象？ P2
- 支援制度を知りたい P6
- 社会保険料を試算したい P8
- 医療や年金の保障の変化を知りたい P10



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

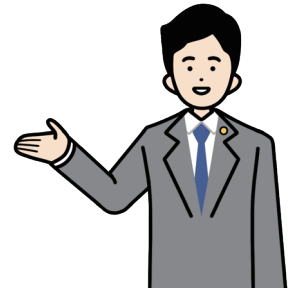


日本年金機構
Japan Pension Service

社会保険加入対象者の拡大の全体像

社会保険適用拡大って何？

厚生労働省では、パート・アルバイトなどで働く方や社会保険（健康保険・厚生年金保険）の対象となっていない個人事業所で働く方に対し、医療保険や年金の保障が充実するよう、社会保険の加入対象となる方の範囲を広げています。このガイドブックでは、パート・アルバイトなどの短時間労働者の加入拡大についてご説明します。



Q どのように範囲が拡大されますか？



企業の規模

短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。



▼ 従業員数の数え方

事業所（法人の場合はその法人全体）の「現在の厚生年金保険の加入対象者」 = フルタイムの従業員数 + 週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

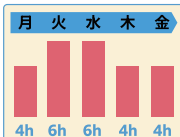
原則として、従業員数の基準を常時上回る企業等（※）が適用対象となります。

※1年のうち6か月以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる企業等。

Q どんな従業員が新たに加入対象になりますか？

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。



週の所定労働時間が
20時間以上

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。



学生ではない

※2 一部の教育施設に在学の方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

※3 最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。（2026年10月に賃金要件を撤廃予定）

※4 この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

詳しくはP4-P5をご覧ください。

Q 支援制度はありますか？

従業員向け
従業員の保険料を軽減

保険料調整制度

適用拡大の対象となる企業等で働く
短時間労働者の保険料負担を**最長3
年間軽減**します。(令和8年10月から
実施)

詳しくはこちら »

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyounushi/shienseido/index.html>



事業主向け
社労士の無料派遣

専門家活用支援事業

従業員への適用拡大や社会保険制度
の説明などに、**ノウハウ豊かな社会保
険労務士等を無料で派遣**します。

お申し込みはお近くの
年金事務所へ

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



事業主向け
処遇改善の取組を支援

キャリアアップ助成金

(短時間労働者労働時間延長支援コース)

パート・アルバイトの方を新たに社会
保険に加入させ、週の所定労働時間
の延長や賃金上昇の取り組みを行っ
た事業主に助成します。

詳しくはこちら »

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/pa-rt_haken/jigyounushi/career.html



詳しくはP6-P7をご覧ください。

Q 社内の準備は何から始めたらいいですか？

社内準備は3つのステップで進めて行きましょう。
具体的な進め方は、「こんなとき!どうする?手引き」をご利用ください。



STEP1 社内周知に向けた準備

加入対象者を把握し、制度概要や支援
などを確認しましょう。
場合により現場責任者に理解いただく
ことも重要です。

STEP2 社内周知・従業員説明

説明会や個別面談などを通じて従業
員へ周知しましょう。周知においては、
加入対象者となることや加入メリット
などを伝えることが効果的です。

STEP3 届出の準備・提出

「被保険者資格取得届」を提出しま
しょう。便利なオンライン申請をご利用
ください。

従業員にはどんな変化がありますか？

対象となる従業員は、保険料の**ご負担**が変わりますが、**保障が充実**します。
加入のメリット等を確認し、加入対象者へ周知をしましょう。

従業員の手取り額の変化を試算する
ツールをご活用いただけます。



手取りかんたん
シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyoin/henka/#simulator2>



詳しくはP8-P11をご覧ください。

対象となる企業等・従業員

対象となる企業は段階的に拡大します

企業の規模 (従業員数)	短時間で働く従業員が 社会保険の加入となる時期
51人以上	適用済 ✓
36~50人	2027年10月
21~35人	2029年10月
11~20人	2032年10月
10人以下	2035年10月



Q 対象となる企業等の判定方法を教えてください

- 法人の場合は、法人番号が同一の全事業所の**従業員数**が**常時**、**基準※**以上かどうかで判断します。
- 個人事業所の場合は、個々の事業所ごとの**従業員数**が**常時**、**基準※**以上かどうかで判断します。
※2026年4月現在:51人以上

POINT 1 従業員数の数え方

従業員数は、その事業所の「現在の厚生年金保険の加入対象者」です。

$$= \text{フルタイムの従業員数} + \text{週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数}$$

POINT 2 「常時」の考え方

1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる場合を指します。

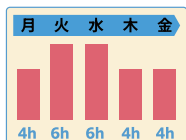
POINT 3 対象となった場合の手続きについて

- ・日本年金機構へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります。加えて、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届も届け出る必要があります。(詳細はP11)
- ・2027年10月1日に対象となる従業員数36~50人の企業については、日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることのお知らせする書類が届きます。

Q どんな従業員が新たな加入の対象になりますか？

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。



週の所定労働時間が
20時間以上

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。



学生ではない

※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が**月額8.8万円以上**

※3 最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。(2026年10月に賃金要件を撤廃予定)

※4 その他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

Q 社会保険適用拡大の対象となる前に 短時間労働者を加入させる場合はどうしたらいいですか？

従業員※の2分の1以上の同意を得たうえで、申出をすると、パート・アルバイトなどの従業員を社会保険に加入させることができます。

※厚生年金保険の被保険者（70歳以上で同様の働き方をしている従業員も含まれます。）と加入要件を満たすパート・アルバイトの従業員。

POINT 1 社会保険に加入すると、3つのメリットがあります。

☑ 従業員が病気・ケガや
出産で休んだ場合の
本人への所得保障あり

☑ 協会けんぽの健康診断で
パート・アルバイトの従業員の
健康管理もできる

☑ 従業員の将来受け取る
年金が増額、
障害や遺族への保障も充実

POINT 2 短時間で働く従業員を任意で加入させる場合は、以下をご提出いただく手続きが必要となります。



○ 任意特定適用事業所申出書

○ 同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類

○ 短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届

※申出をした場合、加入要件を満たす全ての短時間労働者が加入対象となります。

POINT 3 2026年10月以降に任意でパート・アルバイトなどの従業員を加入させた場合は、保険料調整制度（詳細はP6）を利用することができます。

支援制度

従業員向け 対象となる従業員の保険料負担を軽減

保険料調整制度

詳しくはこちら >>>

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/jigyonushi/shienseido/index.html>



事業主が従業員の保険料を一時的に負担することにより、従業員の保険料負担を通算3年間軽減(※)することができます。

事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後に追加負担分を調整するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

※対象となる保険料は、健康保険料・厚生年金保険料です。事業所単位で3年間のうちに対象となる従業員の保険料が軽減されます。

対象となる事業所

① 2026年10月1日以降に、任意特定適用事業所※となることのできる事業所

(※労使の合意により、パート・アルバイトの方を社会保険の加入対象とした事業所)

② 2027年10月1日以降、原則として、社会保険の適用拡大により、短時間労働者が加入対象となる事業所 (詳細はP2)

対象となる従業員

対象となる従業員は以下の3つの条件にすべて当てはまる方です。

① 週の所定労働時間が20時間以上

(週の労働時間がフルタイムの3/4未満)

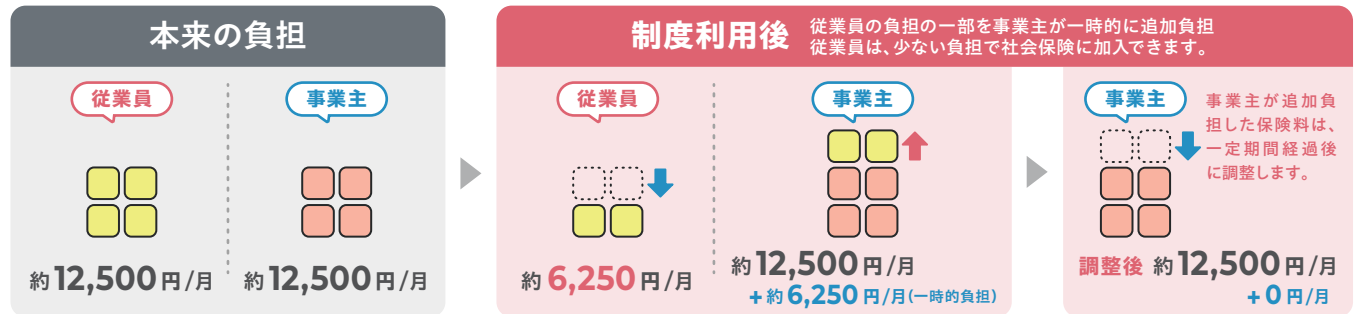
② 月収が13万円未満

③ 学生ではない

(標準報酬月額が12.6万円以下)

月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※図中の保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

事業主向け 社労士の無料派遣

専門家活用支援事業

お申し込みはお近くの年金事務所へ

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



適用拡大への対応方針の検討や手続きにお困りの際に活用できる、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、年金事務所を通じて無料で派遣します。

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。お近くの年金事務所にお申し込みください。



事業主向け 年収の壁対策に

キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長支援コース)

パート・アルバイトの方を新たに社会保険に加入させ、週の所定労働時間の延長や賃金上昇の取組を行った事業主に助成します。

1年目の取組

要件		1人当たり助成額	
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業
5時間以上	—	50万円	40万円
4時間以上5時間未満	5%以上		
3時間以上4時間未満	10%以上		
2時間以上3時間未満	15%以上		

2年目の取組

要件		1人当たり助成額	
所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円
	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用		
—	—	—	—

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※ 小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

社会保険加入時点の取組内容(1年目)と2年目の取組実施後(2年目)で比較

詳しくはこちら >>>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



電子申請はこちら >>>

(ログインにはGビズIDが必要です)

<https://www.esop.mhlw.go.jp/subsidy-course/a0iJ3000000pXDIIA2/view>



事業主向け 労務管理上の課題解決に向けて

働き方改革推進支援センター

詳しくはこちら >>>

<https://hatarakikatakaiikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



労務管理などの専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、労働関係助成金の活用方法、その他働き方改革を広く支援する取組について、個別相談やコンサルティング等を実施しています。

事業主向け 経営課題の解決に向けて

よろず支援拠点

詳しくはこちら >>>

<https://yorozu.smrj.go.jp>



売上げ拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一步踏み込んだ専門的な提案を行っています。相談は何度でも行えますので、お気軽にご相談ください。

事業主向け デジタル化・AI導入補助金

中小企業生産性革命推進事業

申請はこちら >>>

<https://seisansei.smrj.go.jp>



中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援する制度で、その際、賃上げ等に積極的に取り組む事業所が優先的に支援されます。

社内準備の3STEP

STEP 1

社内周知に向けた準備

✓ 加入対象となる従業員を把握しましょう。

加入対象者はP5からご確認ください。

対象者を把握したら、対応方針を確認の上で、社内周知の準備をしましょう。

対応方針の確認にあたっては、支援制度 (P6-P7) もご覧ください。

以下のシミュレーターで、社会保険料の事業主負担分や従業員の手取り額の変化を試算できます。



事業主・人事労務担当者向け



企業等の社会保険料負担の概算を計算してみましょう!

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/shanaijunbi/#simulator1>



社会保険料かんたんシミュレーター

従業員向け



従業員の手取り額の変化が計算できます!

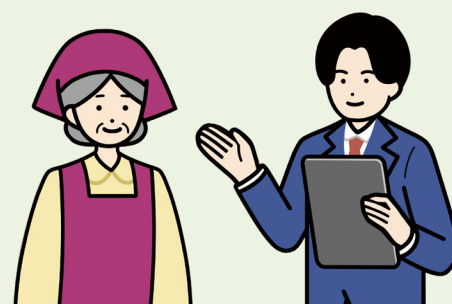
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyouin/henka/#simulator2>



手取りかんたんシミュレーター

✓ 現場責任者 (各拠点の労務管理者・所属長) へ説明しましょう。

現場責任者を通じて従業員へ説明を行う場合は、現場責任者に対して、対応してほしい事項について説明しましょう。現場責任者が、適用拡大について理解し、その説明ができれば、従業員への周知がスムーズに進みます。



社内手続きについて、「こんなとき!どうする?手引き」P4においてさらに詳しく説明しています。



STEP 2-1 社内周知・従業員説明

企業の規模や適用拡大への対応方針に合わせ、説明会、個別面談、コミュニケーションツールの活用などの方法を検討し、従業員へ周知しましょう。



説明会

社内の人事労務担当者が実施するほか、社外の社会保険労務士等の専門家に依頼する方法もあります。社外の専門家への依頼を検討する場合は、専門家活用支援事業 (P6) をご活用ください。



個別面談

従業員の個別の事情を踏まえた説明や質問対応を行うことで、従業員の疑問を解消したうえで、働き方 (労働時間・雇用形態等) の選択をしてもらうことができます。今後のキャリアについての希望を確認する機会としても有効です。



コミュニケーションツールの活用

社内のイントラネット等、従業員が普段使うツールを活用し、いつでも確認できる状況をつくれます。理解を促進するため、他の周知方法と組み合わせて実施することで、より理解を促進することができます。

▼ 周知においては、次のポイントを伝えましょう。

- ✓ 社会保険の加入対象者になることを伝える
- ✓ 社会保険の加入メリットを伝える
.....> P10へ
- ✓ 社会保険に加入することで変化する手取り額や将来の年金額を伝える
.....> P10へ
- ✓ 今後の労働時間などについて話し合う

将来の年金額の変化は、次のツールを用いて簡単に試算できます。



公的年金
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>



社内準備の3STEP

STEP 2-2 社会保険加入のメリット

✓ 医療メリット

▶ 1分で分かる!動画はこちら >>>



傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、
4日目から、通算して1年6ヶ月、
給与の**2/3**の金額が受け取れます。
(医師の意見書が必要)

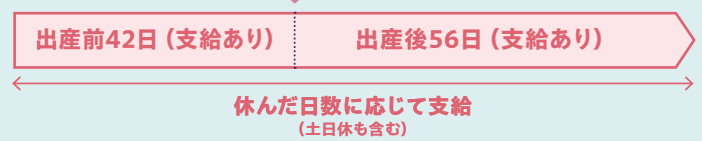
病気またはけがが発生



出産手当金

出産のために会社を休んだ場合、
出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給与の**2/3**の金額が受け取れます。

出産



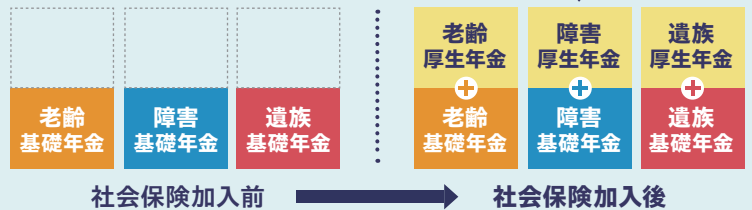
✓ 年金メリット

年金が“2階建て”になり、
長生き・障害・遺族への保障が充実!

▶ 1分で分かる!動画はこちら >>>



給付が上乗せ
厚生年金も受け取れます



▼ 社会保険に加入した場合の保険料と給付のイメージ

扶養されていなかった方
(第1号被保険者)が加入した場合

年金額が増加・保険料負担は減少

(*年収130万円の場合)

	社会保険の加入前 (第1号被保険者)	社会保険の加入後 (第2号被保険者)
保険料負担	(国民年金+国民健康保険) 本人 22,200円/月	(厚生年金保険+健康保険) 会社 15,700円/月 本人 15,700円/月
給付	基礎年金(終身)	厚生年金(終身) 基礎年金(終身)
		• 年金額が増加...20年間加入で11,000円/月(終身)
	このほか、医療保険の給付が充実(傷病手当金・出産手当金)	

扶養されていた方
(第3号被保険者)が加入した場合

(第3号被保険者)が加入した場合

年金額が増加・保険料負担が発生

(*年収106万円の場合)

	社会保険の加入前 (第3号被保険者)	社会保険の加入後 (第2号被保険者)
保険料負担	(国民年金+国民健康保険) 本人負担なし	(厚生年金保険+健康保険) 会社 12,600円/月 本人 12,600円/月
給付	基礎年金(終身)	厚生年金(終身) 基礎年金(終身)
		• 年金額が増加...20年間加入で8,800円/月(終身)
	このほか、医療保険の給付が充実(傷病手当金・出産手当金)	

※保険料額は、医療保険の保険料と、年金保険の保険料の総額です。※国民健康保険料と健康保険料には、子ども・子育て支援金が含まれます。
※詳細は勤務先の人事労務担当者、お住いの市町村にご確認ください。

STEP 3

届出の準備・提出

被保険者資格取得届の手続きについてご案内します。

① 届出または通知でお知らせ

② 届書の作成

③ 届書の提出



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることのお知らせする通知書類が届きます。



届書を準備します。



厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

オンライン申請に関する
ご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



「被保険者資格取得届」
の届出に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/shutoku.html>



便利なオンライン申請をご利用ください



24時間申請可能



どこからでも
申請できます



時間・コスト削減が
期待できます

社会保険適用拡大に関する チラシ・パンフレット一覧

制度理解・説明

事業主・人事労務担当者向け
社会保険適用拡大
ガイドブック・チラシ



何が分かるの？

事業主・人事労務担当者の視点
で適用拡大を解説

- 法律改正の内容
- 社内準備の簡単な流れ
- 従業員の社会保険加入のメリット
- 各種支援制度の紹介

どんな場面で使えるの？

事業主・人事労務担当の方

- 適用拡大を知りたいとき
- 社内準備を始める前に大まかな流れを知りたいとき

社内計画

事業主・人事労務担当者向け
手引き



何が分かるの？

適用拡大に関する
「こんなとき!どうする?」を解説

- 社内準備の方法をステップ毎に説明
- 従業員説明の実施ポイント
- 個別企業の取り組み事例
- 社会保険加入に関するQA集

どんな場面で使えるの？

事業主・人事労務担当の方

- 社内計画を検討するとき
- 従業員に社会保険加入のメリットを伝えるコツを知りたいとき
- 従業員用チラシの説明方法を知りたいとき

従業員説明

何が分かるの？

「社会保険加入を考える3ステップ」チラシ

- 加入後の手取り額の変化や将来受け取る年金額の試算方法を具体的に解説
- 内容について1分でわかる動画も二次元コードから確認可能

「社会保険加入のメリット」チラシ

- 適用拡大の対象者、加入による医療・年金のメリットについて図解

「社会保険加入に関するQA集」チラシ

- 従業員からのよくある質問とその回答

どんな場面で使えるの？

事業主・人事労務担当の方

- 従業員への説明会・面談の際の説明資料として

従業員の方

- 社会保険加入のメリットを知りたいとき
- 手取り額や年金額などを試算したいとき
- 家族や周りの方と社会保険加入を相談するときの資料として

「社会保険加入を考える3ステップ」
チラシ



「社会保険加入のメリット」
チラシ



「社会保険加入に関するQA集」
チラシ



 **日本年金機構**
Japan Pension Service

短時間労働者の社会保険加入手続きなどはこちら ▶

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



上記のチラシは、社会保険適用拡大特設サイトにも掲載しています

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

社会保険適用拡大特設サイト ▶

